

日弁連総第72号  
2004年11月19日

殿

日本弁護士連合会  
会 長 梶 谷 剛  
関東弁護士会連合会  
理事長 高 橋 伸 二  
新潟県弁護士会  
会 長 足 立 定 夫  
兵庫県弁護士会  
会 長 滝 本 雅 彦

#### 被災者生活再建支援法及び関係法令改正についての要望書

2004年10月23日、新潟県中越地方に震度7の地震が発生し、その後も本震並みの余震が続発して、人命や財産等に甚大な被害が発生しております。このままでは、被災地の集落が維持できず、人口流出によって地域社会が崩壊するおそれが生じております。

そこで、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、新潟県弁護士会及び兵庫県弁護士会は、1995年の阪神・淡路大震災の経験をふまえ、愁眉の課題として、以下のとおり要望します。

#### 要 望 の 趣 旨

被災者生活再建支援法、同施行令及び同施行規則について以下の改正を直ちに  
行うこと。

##### 1 生活再建支援制度について

- (1) 支給対象、支給世帯を一層充実すること。
- (2) 支給条件について、収入・年齢制限の撤廃など支給条件を緩和す

ること。

(3) 支給限度額を現行の100万円から、相当程度に増額すること。

## 2 居住安定支援制度について

(1) 支給を住宅の解体撤去費や住宅立替・補修費の借入金の利息等の周辺経費だけでなく、住宅本体の建築費・補修費を対象とすること。

(2) 支給限度額を現行の200万円から、相当程度に増額すること。

(3) 「災害に係る住宅の被害認定基準」を住宅再建に適するように改正すること。

## 要 望 の 理 由

### 第1 憲法25条

被災者に対する住宅再建支援は個人補償を認めることになり、憲法の趣旨に反するとの見解があります。確かに我が国は、自由主義を建前としており、公正な自由競争によって、個人の尊厳が実現されるものとして、原則として個人の資産を形成する給付を国が行うことは予定しておりません。しかし、疾病や貧困などで自助努力を行うことが不可能になった国民には、公正な自由競争のスタートラインに立てるように条件を整備しなければ個人の尊厳をはかることが出来ません。そこで、憲法25条は、福祉国家の理念から、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、国は自助努力が不可能な人に自由競争に参加するための条件を整備する責務を負うこととしています。

このことは、本人にはまったく責任のない自然災害により、生命（身体）や財産に多大の被害が発生し、自助努力だけでは自立困難な被災者の場合も、同様にあてはまるはずで、国や行政は、このような被災者が自立してスタートラインに立てるように公的支援をすべきです。このような考え方は、自由主義・自立主義の国の先頭を行くアメリカ合衆国でも、自然災害に対する公的支援策を実施するにあたって、積極的に取り入れられているのです。

わが国でも、自然災害における生命身体の被害に対しては、災害弔慰金の支給に関する法律で、死亡や身体障害について最高500万円の支給がなされることになっています。また、住宅の被災の場合でも、半壊や一部損壊で修理可能な場合には、災害救助法に基づき、相当額の補修費（現在約51万円）が支給されることになっています。従って、被災住宅の再建について、その費用を公費で応分の支援をすることは、法的にみて何ら問題はないはず

であり、むしろ憲法の趣旨をより発展・充実させることになるはずです。

今回の中越地震によって、人命や財産に甚大な被害が出ております。特に住宅の被害が深刻であり、応急危険度判定の対象となった建物3万5000棟のうち、「危険」「注意」となった建物は約45%であり、震度7の川口町では30%が「危険」の判定を受けています。全壊住宅は1258棟、半壊住宅は2552棟であり、調査の進展によって、その数は増加しております。被災者は住宅の損傷により、生活基盤や業務の基盤を失い、人口の流出によって、各個人の生活だけでなく、地域社会や自治体が存亡の危機に瀕している状態です。これは、個人の自助努力による生活再建の限度を越えた被害であり、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために、住宅再建のための建築費・補修費を給付することが、国に課せられた憲法上の責務であると言えるべきです。

## 第2 国際人権規約

条約は国内に受容されれば、国内法としての効力を有しますところ、わが国は、1979年に国際人権規約を批准致しました。この国際人権規約の社会権規約第11条は、「相当な住居に居住する権利」を基本的人権としてしています。この権利は「安全で、平穏が保たれ、人間として尊厳が認められる場所で生活する権利」と定義され、憲法の13条の「生命・自由・幸福追求の権利」や、25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を、居住という生活の基本において、具体的に保障する権利です。すなわち、我が国では、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」が、法的な効力を有する条約によって、「相当な住居として居住する権利」という形でも国民に保障されているのです。この権利には、地震で被災した場合の住宅立替費・補修費も当然含まれると考えることができます。

## 第3 公益性

被災者に住宅再建の建築費、住宅補修費用を給付することは、確かに被災者の個人の資産を回復する面があります。しかし、住宅の再建が出来ないことによる人口流出で地域社会や自治体が存亡の危機にあるとき、個々の被災者の住宅が再建されることによって、地域社会や自治体が維持されることになるのです。すなわち、個々の住宅を再建することは、地域社会・自治体の崩壊を防ぎ、又これによって地域の経済を維持することが出来るのであり、

個人の資産の形成を越えた，強い公益性が認められるはずです。

#### 第4 現実の公的支援策

国が原則として個人補償を認めないとしても，被災者生活再建支援法施行例3条自体が，「生活に通常必要な物品」についての購入費・修理費を認めて，動産類の個人資産の回復を許容しております。又，前記のとおり，住宅の被災の場合，半壊や一部損壊で修理可能な場合には，災害救助法に基づき，補修費が支給されています。更に，農地・農業用施設については，特別法に基づき災害復旧事業を国が直接行う制度があり，公的な給付による個人資産の形成を認めています。このように，現行法上でも，災害時には，自助努力の例外として，国の給付による個人資産の回復が認められるのです。

#### 第5 自治体の例

阪神・淡路大震災で，被害の甚大だった長田区では，住宅戸数は震災3年目でも震災前の82%にすぎず人口が域外に流失しました。このことを教訓に，鳥取県は，2000年10月6日の鳥取県西部地震において，県独自の住宅復興補助金制度を創設して，300万円の住宅再建補助金を支給しました。これによって，鳥取県では被災地の人口減少を防止し，地域社会も存続することになりました。又北海道の平取町では，2003年の台風10号の災害に対して，住宅再建に最高400万円の公的助成をしています。このように，現在，各地の地方自治体で住宅再建支援策を実施しており，その必要性は明かとなっています。しかし，被害が甚大な場合は，自治体の努力では限界があり，国が法律で住宅再建支援を行わなければならないと考えます。

以上